

報告第 20 号

一般財団法人小城市体育協会補助金交付要綱の一部を改正
する告示について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

法人名称の変更により、一般財団法人小城市体育協会補助金交付要綱
の一部を改正したため報告する。

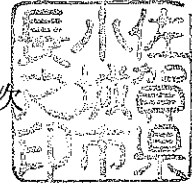


小城市告示第 110 号

一般財団法人小城市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和 4 年 7 月 6 日

小城市長 江里口 秀次



小城市告示第 110 号

一般財団法人小城市体育協会補助金交付要綱の一部を改正
する告示

一般財団法人小城市体育協会補助金交付要綱（平成 31 年小城市告示
第 37 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般財団法人小城市スポーツ協会補助金交付要綱
第 2 条中「小城市体育協会」を「小城市スポーツ協会」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

報告第20号 一般財団法人小城市体育協会補助金交付要綱（平成31年小城市告示第37号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>一般財団法人小城市体育協会補助金交付要綱</u></p> <p>（補助対象者）</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、一般財団法人<u>小城市体育協会</u> <u> </u>（以下「協会」という。）とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>一般財団法人小城市スポーツ協会補助金交付要綱</u></p> <p>（補助対象者）</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、一般財団法人<u>小城市スポーツ</u> <u>協会</u>（以下「協会」という。）とする。</p>